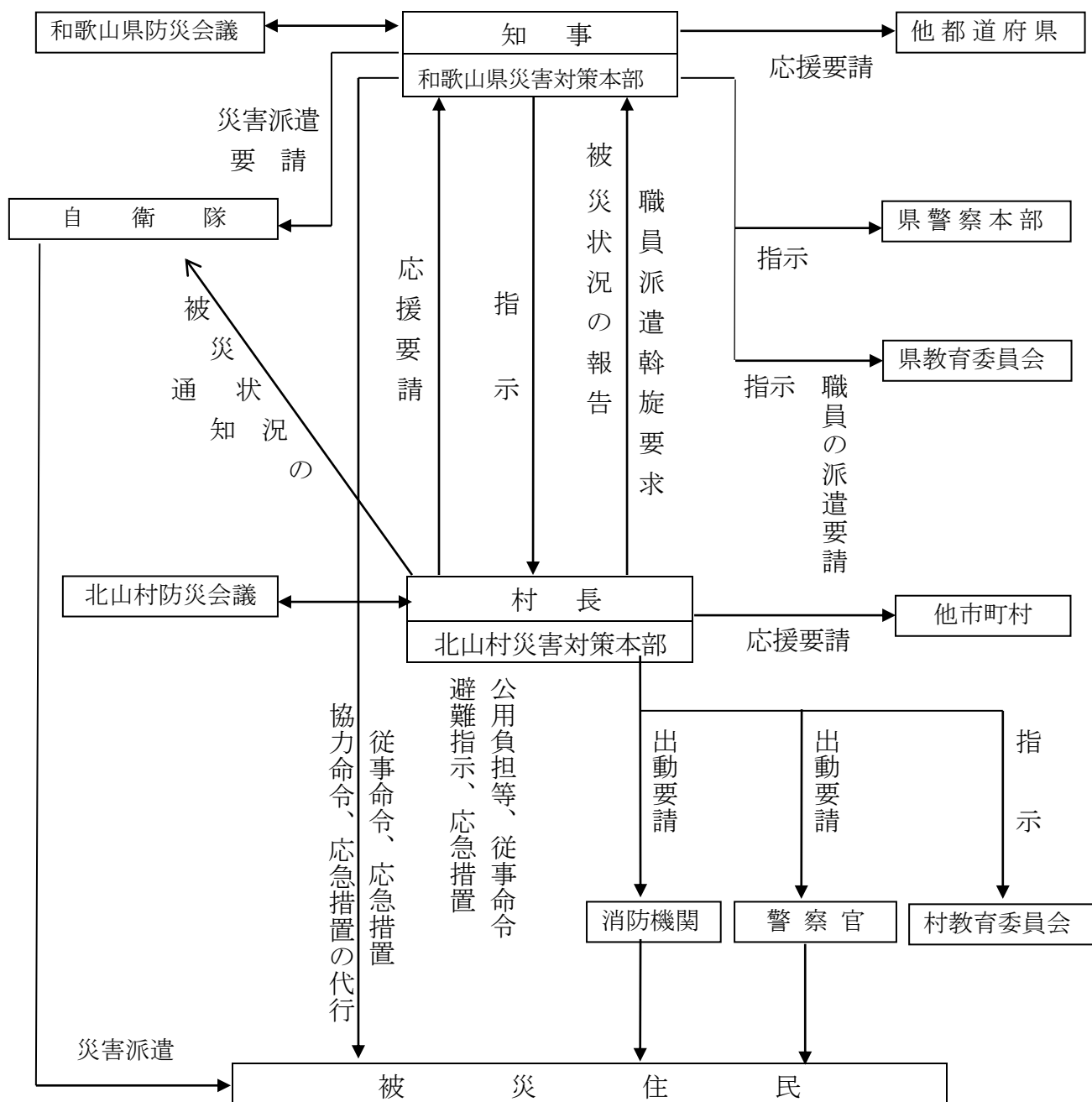


第1節 活動体制計画

村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、防災関係機関と連携を図り、速やかに災害対策本部等を設置し、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災活動体制

防災活動のための体制図は次のとおりとする。



2 風水害等警備体制

北山村風水害等災害警備体制は、災害対策本部設置以前の段階として、気象情報等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、風水害警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、村水防計画の定めるところによる。

(1) 配備の基準

ア 1号警戒配備

(ア) 大雨又は洪水注意報等が発表され、被害の発生するおそれがあり、警戒を必要とするときで、七色ダムの放流量が1,500トンに達し増加の見込みであるとき。

(イ) 震度3以上の地震が起きたとき。

イ 2号警戒配備

(ア) 大雨又は洪水注意報等が発表され、被害の発生するおそれが強くなったときで、七色ダムの放流量が3,000トンに達したとき。

(イ) 水防指令第1号が発令されたとき。

(ウ) 震度4以上の地震が起きたとき。

ウ 3号警戒配備

(ア) 七色ダムの放流量が4,000トンに達し、増加の見込みであるとき。

(イ) 本村が台風の暴風圏内に入り、大規模な災害が発生すると認められるとき。

(ウ) 災害により被害があった場合

(エ) 震度5以上の地震が起きたとき。

(2) 配備の決定

風水害等警戒体制の配備については、村長部局にあつては総務課長が、教育委員会にあつては教育長が、気象等の状況を判断し、それぞれ決定する。

なお、教育長が配備を決定したときは、総務課長に通報する。

(3) 配備人員数

担当課 配備基準	総務課	政策 推進室	住民 福祉課	産業 建設課	教育 委員会	消防団
1号警戒配備	課長 消防係	室長 防災担当	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	1名 消防団長
3号警戒配備	全職員及び全消防団員					

(注) この配備基準を基準として、状況に応じ対応する。

(4) 事務分掌

各課局における要員は、各所属で執務し、概ね災害対策本部設置時の所掌事務（主として情報の収集、伝達）にあたる。

3 地震に対する警備体制

村域に大規模な地域災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

4 被害状況による防災体制の区分

大規模地震が起こった場合、国道169号線が土砂崩れ等により通行できなくなり、また、電話等の通信機器が使えないなど、地区の寸断が予想される。また、発生時間等によっては、役場が行政機関として機能できず、災害対策本部をすぐに立ち上げられないことが予想される。

そのため、被害発生から、①各地区が分断された状況、②隣接地区までの道路が復旧後、③災害対策本部を設置した段階の3段階にわけて、以下に示すとおり防災体制を計画する。

また、①②の段階では、災害対策本部が設置できないため、各自治会長の責任において、救助、避難誘導等の指示を行うものとする。

①地区が分断され、孤立した段階（地震発生直後）

○自治会の役割

- ・区長が指揮をとり、消防団分団長以下の団員が人名救助及び、避難誘導を行い、区民が手伝う。（避難道路の確認）
- ・火災発生の場合は、消防団分団長の指揮により、消防活動を行うこととする。
- ・区長の指示により、行方不明者、建物、家具等の下敷きになっている人がいないかの確認や倒壊の恐れのある建物を判断し、住民を近づけないようにする。
- ・医師の確保、移動ができない状況にあるので、地区内において、医療救護班を組織し、区民同士で軽症者への応急の治療を行う。（看護師経験者の把握、消毒薬、常備薬の確保点検）
- ・食料と生活必需品は地域で協力し分け合い、区長が計画的に避難所で配布するなど水、食料が区民全員にいきわたるようにする。

○役場

- ・村長、教育長、総務課長・消防団長は、役場へ来て、災害対策本部の設置を行うとともに、各地区・関係施設への無線連絡を行い、怪我人・被害状況等の把握を行う。

（職員在庁時）

- ・余震に備え、避難するとともに、周辺住民を避難させる。速やかに、災害対策本部を設置し、できるかぎり、被害状況を把握する。
- ・地域の被害状況を考え、出来るだけ役場に来るように努める。
- ・地域事業課においては、観光客を安全な場所に避難させる。怪我人、行方不明者等、被害状況を把握する。発生時期によっては、多くの観光客が帰宅できないことが予想されるので、避難所への誘導を行う。

○高齢者生活福祉センター（診療所）

- ・社会福祉協議会職員による入居者、その他の高齢者の安全確認を行う。

○保育園

- ・保育士による園児の安全確認、園児を帰宅させるかどうかの検討を行う。

○小中学校

- ・教育委員会は児童・生徒の安全対策計画を作成し、在校中の生徒の安全を確保し、学校長は、生徒の安全を確保するした上で、教育委員会と協議し、帰宅させるかどうか判

断する。

○小松地区

- ・区民会館に、無線を整備し、区民が無線を使えるようにして、本部と連絡が取れるようにしておく。

②隣接地区まで通行が可能な段階

○自治会の役割

- ・隣接地区への応援体制、協力体制をとる。
- ・隣接地区への道路が復旧され、通行が可能になると、食料・物資等の援助要請があった場合に、援助を行う。

③災害対策本部の設置

- ・各地区から役場まで道路が通行可能になったら、職員は直ちに役場に登庁し、災害対策本部の指示のもとに行動する。

5 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の設置

村長は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

ア 設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none">・ 県南東部に気象業務法に基づく強風、大雨又は洪水その他の注意報が発令され、本部を設置してその対策を必要とするとき。・ 県南東部に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発令されたとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none">・ 被害が大規模で、広域にわたるとき。
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none">・ 多くの死傷者が発生したとき。・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。・ 航空機が消息を絶ったとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none">・ 被害が大規模なとき。・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none">・ 被害が大規模なとき。・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模災害	<ul style="list-style-type: none">・ 被害が大規模なとき。・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。

林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり、消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
------	--

(イ) 廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき。
- b 災害対策活動が完了したとき。

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、防災行政無線、電話、文書その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 班	庁内放送	総務課長
住 民	防災行政無線	総務課長
県 本 部	県防災無線又は西日本電信電話(株) FAX	総務課長

ウ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部設置が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(2) 組織編成

北山村災害対策本部の組織編成は、北山村災害対策本部条例及び本計画に定めるところによる。

本部長（村長）不在の時は、教育長、総務課長の順位により指揮をとる。

(3) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必用があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

イ 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。

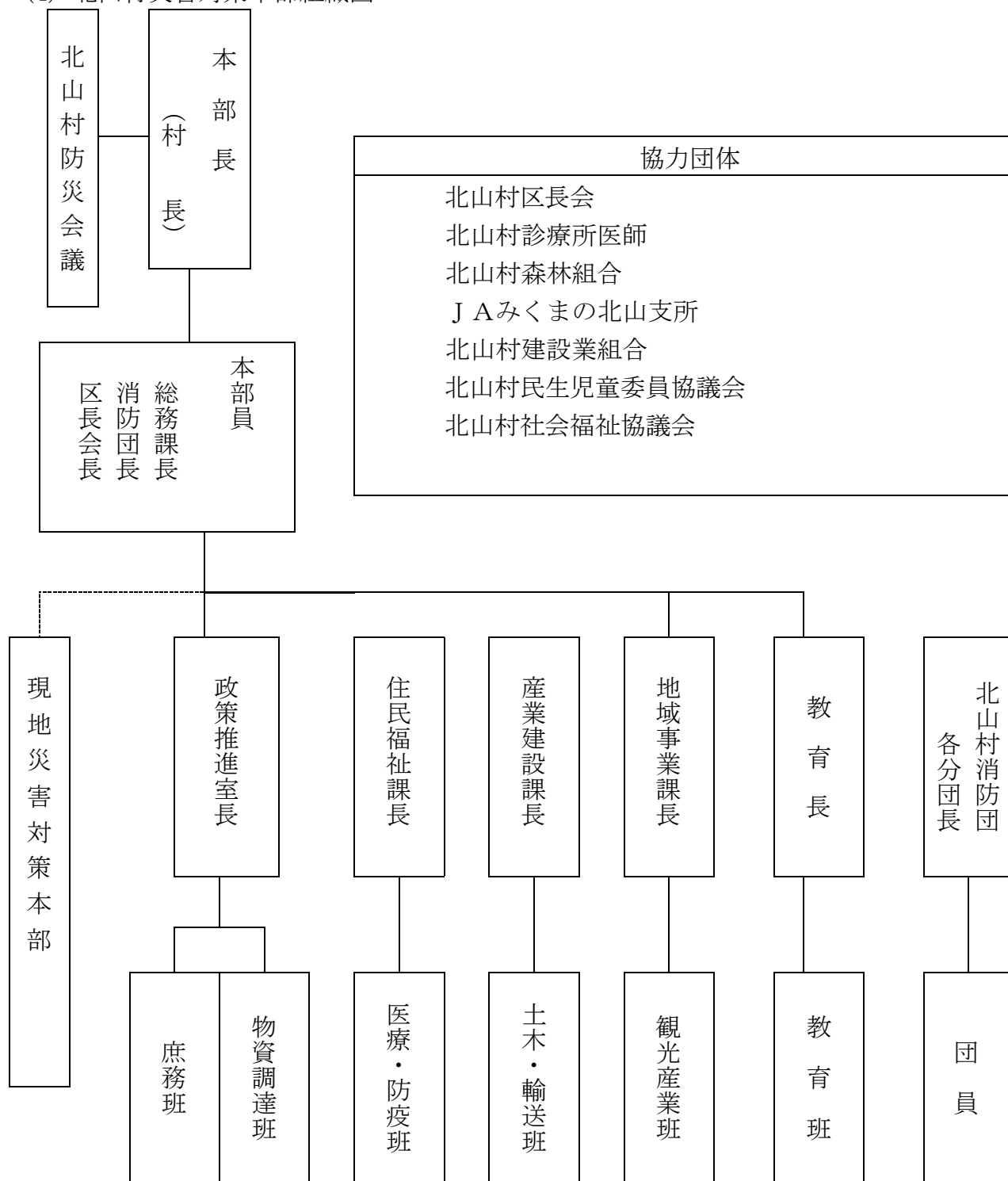
ウ 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

- (ア) 被害状況等の情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関する事。
- (イ) 応急対策の実施に関する事。

(ウ) 現地における関係機関との連絡調整に関すること。

なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

(4) 北山村災害対策本部組織図



(5) 北山村災害対策本部の所掌事務

グループ	班	所掌事務
総務課及び 政策推進室	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 本部職員の現況把握と配置に関する事。 3 本部職員の非常招集に関する事。 4 各部グループ及び関係機関、協力団体等との連絡並びに調整に関する事 5 指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の派遣要請に関する事。 6 県知事、他の市町村等に対する応援要請に関する事。 7 災害救助法の適用とその運用に関する事。 8 災害に関する予算及び資金に関する事。 9 り災による村税の減免に関する事。 10 災害に関する議会との連絡に関する事。 11 国、県等に対する陳情、要望事項等のとりまとめに関する事。 12 災害対策と村行政全般の企画調整に関する事。 13 消防（水防）に関する事。 14 民生安定のための広報活動に関する事。 15 気象警報等の受理及び伝達に関する事。 16 被害調査及び被害情報の取りまとめに関する事。 17 村有財産、公の施設の被害調査及び応急対策に関する事。 18 災害時の通信、公用自動車等の管理に関する事。 19 災害救助基金の管理及び経理に関する事。 20 義援金に関する事。 21 他のグループに属しないこと。
	物資調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策物品の購入に関する事 2 食料・飲料等の確保に関する事 3 炊き出しに関する事 4 被服、寝具、その他生活必需物資の購入に関する事。 5 その他救助用食品の需給に関する事。

住民福祉課	医療防疫班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（救護所）設置に関する事。 2 食糧、物資等の配分に関する事。 3 関係機関、協力団体等との連絡調整に関する事。 4 災害時要援護者の福祉的処遇に関する事。 5 強制権の発動に関する事。 6 埋葬に関する事。 7 重症患者の入院措置に関する事。 8 医療救助班（応援救護隊、協力救護班）との連絡に関する事。 9 感染症まん延防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、食器の検査及び感染症患者、病原体保有者の検査等に関する事。 10 健康管理、メンタルヘルス対策等に関する事。 11 県防疫班との連絡に関する事。 12 医療品及び衛生材料等の供給に関する事。 13 廃棄物の処理に関する事。 14 清掃及びし尿処理に関する事。 15 愛がん動物の収容に関する事。 16 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事。
産業建設課	農林班土木・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木災害の情報収集及び取りまとめに関する事。 2 道路及び橋梁の応急復旧に関する事。 3 応急資材の調達に関する事。 4 応急救助のための輸送に関する事。 5 堆積土砂の除去に関する事。 6 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 7 建築物被害の取りまとめに関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 被災者の収容施設の応急補修に関する事。 10 役場庁舎並びに村有建築物の応急補修に関する事。 11 被災者家屋の応急修理に関する事。 12 農林業関係災害の情報収集及び取りまとめに関する事。 13 農地、林道等の災害の応急復旧に関する事。 14 飲料水の適否の検査及び確保に関する事。 15 簡易水道の応急復旧に関する事。 16 簡易水道施設の資器材の調達等に関する事。

教育委員会	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部活動計画（管下学校を含む）の作成及びその実施の推進に関すること 2 各班員の非常招集に関すること。 3 災害対策本部長及び教育長の命令伝達に関すること。 4 文教関係施設の災害に関する情報の収集及び取りまとめに関すること。 5 文教施設の応急復旧に関すること。 6 部内及び関係機関、協力団体等との連絡調整に関すること。 7 文化財の保護に関すること。 8 応急教育の実施並びに運営に関すること。 9 教育実施者の確保に関すること。 10 教材学用品等の調達配給方法に関すること。 11 学校保健衛生に関すること。 12 教材、学用品、学校給食材料等の輸送及び計画に関すること。
	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に関すること 2 災害にかかった者の救出に関すること。 3 不明者の捜索に関すること。

4 職員の動員

(1) 動員の基準

職員の動員基準は次表のとおりとする。ただし配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

動員の区分	状況	配備内容
1号動員	大雨、洪水又は暴風警報が発令されたとき、台風が本土に接近し近畿地方を通過するおそれがある場合。震度3以上の地震が起きたとき。	各部、班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、併せて災害が発生した場合に対処しえる体制とする。
2号動員	相当規模の災害が発生したとき又は発生することが予想される場合。震度4以上の地震が起きたとき。	村内全部に中規模災害が、又は一部の地域において、大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模な配備体制とする。
3号動員	大規模の災害が発生したとき又は発生することが予想される場合。震度5以上の地震が起きたとき。	各部班の全員をもって、大災害が発生した場合直ちに完全な活動を行う事ができる体制とする。

標準配備要員数

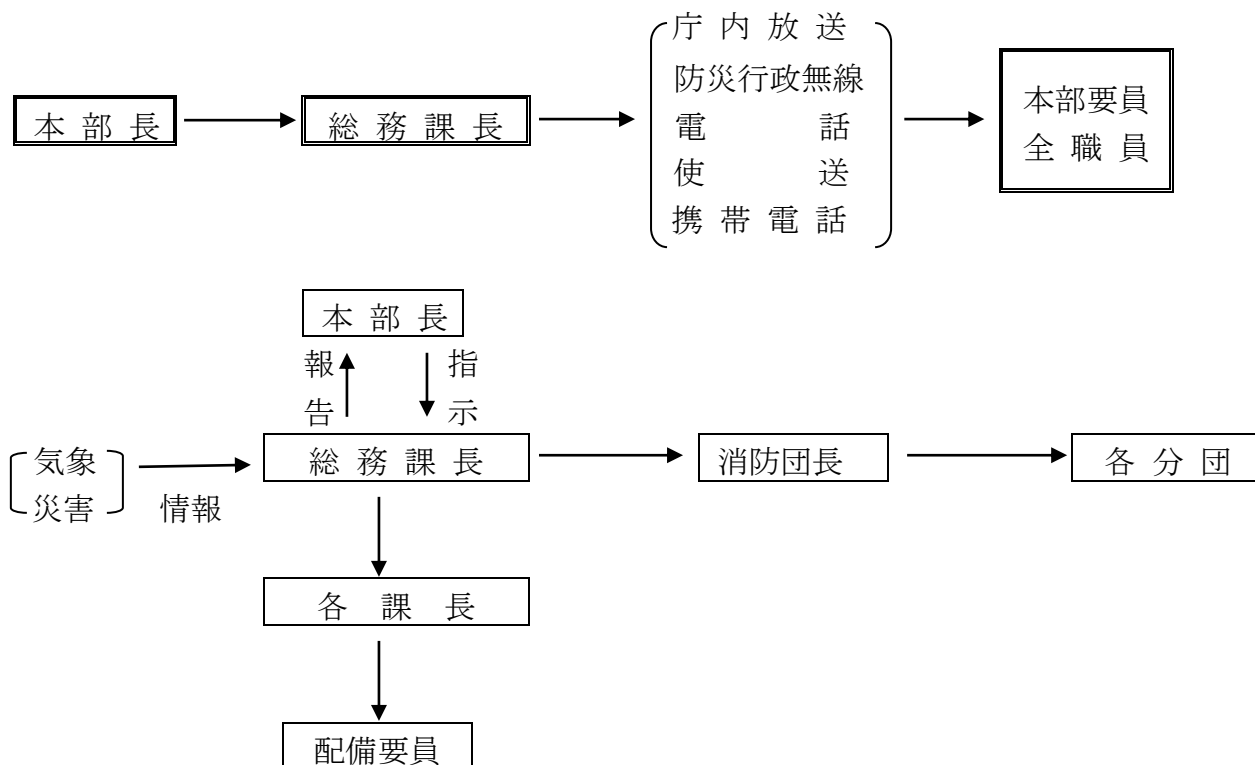
配備基準	担当課	総務課	政策推進室	住民福祉課	産業建設課	教育委員会	消防団
1号警戒配備		課長 消防係	室長 防災担当	課長	課長	次長	
2号警戒配備		全員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	1名 消防団長
3号警戒配備		全職員及び全消防団員					

※ 配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

(2) 動員の方法

本部員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で実施する。

ア 動員伝達系統



(3) 伝達の方法

ア 本部長が配備を決定したときは、総務課長は災害対策本部要員に連絡するとともに、在庁時にあつては庁内電話又は放送で配備要員に伝達する。庁外本部員に対しては、防災行政無線又は電話により伝達する。

イ 防災行政無線又は電話が不通のときは、別に定める方法により伝達する。

ウ 本部員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、直ちに配備場所に出動する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により出動できない場合は、その旨災害対策本部に連絡するとともに最寄りの関係の機関に参集し、救急活動に従事する。

(4) 応援態勢

災害応急対策の実施に当たっては、編成された各班において本部員に不足が生じる場合は、次により応援を行う。

ア 本部内で余裕のある班から応援する。

イ 上記により実施してもなお不足するときは、他市町村、県に対して応援を要請する。

第2節 気象情報の伝達計画

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

1 気象等注意報・警報

(1) 定義

ア 警報とは、気象業務法に基づき、和歌山県内のどこかで重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため、和歌山地方気象台が発表する予報をいう。

イ 注意報とは、気象業務法に基づき、和歌山県内のどこかで風雪、強風、大雨、大雪等によって災害の起こるおそれがある場合に注意を促すため、和歌山地方気象台が発表する予報をいう。

(2) 種類及び発表基準

和歌山地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種類		発表の基準
注 意 報	風雪 注意報	風雪による被害が予想される場合。具体的には雪を伴い、平均風速が12m/s以上と予想される場合。(海上では15m/s以上)
	強風 注意報	強風による被害が予想される場合。具体的には平均風速が毎秒12m以上と予想される場合。(海上では15m/s以上)
	大雨 注意報	大雨による被害が予想される場合。 南部の山地での具体的条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が50mm以上ただし総降水量が160mm以上 3時間降水量が新宮・東牟婁で100mm以上 24時間降水量が新宮・東牟婁で300mm以上と予想される場合
	大雪 注意報	大雪による被害が予想される場合。具体的には24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上と予想される場合。
	濃霧 注意報	濃霧のため、交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷 注意報	雷により落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害の起こるおそれが予想される場合。
	乾燥 注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には実効湿度60%以下で最小湿度が35%以下になると予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には積雪の深さが50cm以上あり、高野山の最高気温が10℃以上、またはかなりの降雨が予想される場合。

注 意 報	着雪 注意報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上で気温が-2℃から+2℃の範囲であると予想される場合
	霜 注意報	3月20日以降最低気温3℃以下で、晩霜によって、農作物に著しい被害が予想される場合。
	低温 注意報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合や冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合で、具体的には沿岸部で最低気温が-4℃以下になると予想される場合。
	着雪 （氷） 注意報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上で気温が-2℃から+2℃の範囲であると予想される場合
	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮 注意報	台風などによる海面の異常上昇によって、災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、潮位が東京湾平均海面（T・P）上、1.3m以上になると予想される場合。
	波浪 注意報	風浪、うねりなどによって災害がおこるおそれがある場合で、具体的な基準としては、3m以上の高波（有義波高）が予想される場合。
	浸水 注意報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合
	洪水 注意報	洪水により災害が起こるおそれがある場合。 南部の山地での具体的な条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が、50mm以上ただし総降水量が160mm以上 3時間降水量が新宮・東牟婁で100mm以上 24時間降水量が新宮・東牟婁で300mm以上と予想される場合。
警 報	暴風 警報	暴風により重大な被害が起こるおそれがある場合。具体的には平均風速が毎秒20m以上と予想される場合。（海上では25m/s以上）
	暴風雪 警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒20m以上と予想される場合。（海上では25m/s以上）
	大雨 警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合。南部の山地での具体的な条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が、80mm以上ただし総降水量が250mm以上 3時間降水量が150mm以上 または24時間降水量が500mm以上と予想される場合。
	大雪 警報	大雪により重大な被害が起こるおそれがある場合。具体的には24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。

警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、潮位が東京湾平均海面（T・P）上、1.8m以上になると予想される場合。
	波浪警報	風浪、うねりなどによって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、6m以上の高波（有義波高）が予想される場合。
	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合。
	洪水警報	洪水により重大な災害が起こるおそれがある場合。南部の山地での具体的な条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が、80mm以上ただし総降水量が250mm以上 3時間降水量が150mm以上 または24時間降水量が500mm以上と予想される場合。

地域雨量観測所（北山村）

流域	観測所名	所在地	観測内容					観測時間
			気温	日照	風	雨	雪	
河川名	(名称)							
北山川	(役場)	北山村大字大沼				○		毎時

2 気象情報

(1) 定義

情報とは、予警報の利用効率を高めるため、気象現象の推移、観測成果等を具体的に説明し、一般の利用に供するため、和歌山地方気象台が発表するものをいう。

(2) 種類及び発表基準

情報には、台風、大雨、大雪、低温等の情報があり、台風やその他の気象状況に応じて発表される。

また、数年に1回くらいの記録的な短時間雨量を観測したとき、又は解析（解析雨量）されたときに一層の警戒を呼びかけるために発表する記録的短時間大雨情報がある。

3 火災気象通報及び火災警報

(1) 定義

ア 火災気象通報とは、消防法第22条に基づき和歌山地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

イ 火災警報とは、村長は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防法第22条第3項の規定に基づき発表するものをいう。

(2) 発表基準

区分	発表基準
火災気象通報	実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込のとき。(降雨・降雪中は、通報しないこともある。)

火災警報が発せられたときは、北山村の区域にある者は村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

村は、火災警報を発し又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車等により、住民及び区域内の事業所等に伝達するとともに、県（統制局）に通報する。

4 情報の受理、伝達

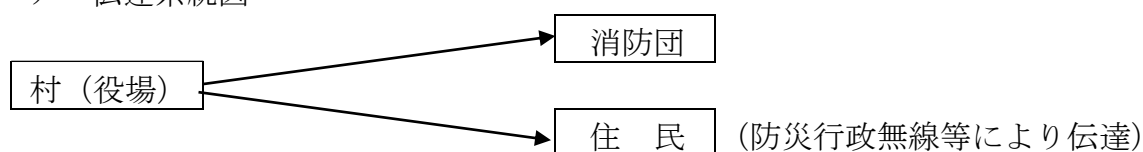
気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) 気象庁システムによる伝達は、警報の種類のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県（統制局）及び和歌山地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県（統制局）から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の予防対策に関する指示も併せて行う。

5 住民への伝達体制

(1) 勤務時間内

ア 伝達系統図



イ 連絡の方法

勤務時間内において予警報等の発表、解除を受けた場合は、直ちに気象情報処理簿に所定の事項を記入して総務課長を経て、村長、参事、消防団正副団長等に別に定める連絡要領により伝達するとともに住民へは、防災行政無線等によって伝達する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外においては当直の職員は必ず村長、参事、消防団正副団長等に、別に定める連絡要領により伝達するとともに、防災行政無線により住民に伝達する。

(3) 非常時の伝達体制

災害における予警報等の連絡、伝達についても、前記(1)、(2)によるが、通信網の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、使用又はその他適当な方法を以て伝達を行う。

第3節 早期災害情報収集の計画

本計画は、村（災害対策本部）が災害情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

収集に当たっては特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

1 早期被害情報収集

村は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに、県総合防災課に対し、119番通報が殺到している状況を報告する。

[県]

- (1) 早期に被害の概要を把握するため、県（災害対策本部）は必要に応じ、県防災ヘリコプターにより情報を収集することになっている。
- (2) (1) のみでは対応不可能な場合は、県（災害対策本部）は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請することになっている。

2 災害情報の収集

- (1) 村は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県（総合防災課）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

- (2) 報告責任者

村は報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報（窓口：総合防災課）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ア 県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被害状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。

イ 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

和歌山県危機管理局総合防災課（災害対策本部）への連絡先

代表電話 073-432-4111 内線2262

直通電話 073-441-2262

県防災電話（有線回線）300-404（総合防災課）

和歌山県防災電話（衛星回線）は有線回線に【7】を付ける。

【7】-300-404

県防災電話（有線回線）300-487（災害対策本部）

和歌山県防災電話（衛星回線）は有線回線に【7】を付ける。

【7】-300-487

3 情報の連絡手段

村は、電話、FAX、和歌山県総合防災情報システム、土砂災害情報相互通信システム、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

4 災害概況即報

村は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（別紙様式）により、直ちに次の情報を県総合防災情報システム等で県（窓口：総合防災課）に報告する。

- (1) 人命危機の有無及び人命災害の発生状況
- (2) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (3) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (4) 住民の動向
- (5) 道路交通状況
- (6) 災害対策本部等の設置状況
- (7) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、災害の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報により、県に報告する。

5 災害概況即報記入要領

- (1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）する。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して村が講じた措置について具体的に記載する。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）する。

(4) 災害対策本部等の設置状況

村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は「済」に印をする。

また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

6 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、村長又は警察官に通報する。

(2) 村長又は警察官の処置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県（窓口：総合防災課）、和歌山地方気象台、その他の関係機関に通報する。

別紙様式

災害名	(第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

災害の概要	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計			半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(市町村)							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4節 被害状況の調査・報告計画

村は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 報告の基準

村は、次の(1)から(4)に報告する被害について被害状況及び応急措置の実施状況等を県総合防災課及び県担当課へ報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する者
- (2) 村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (4) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(例示) 風水害

- ・ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 河川のいっ水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 道路の凍結、積雪等により、孤立集落を生じたもの

2 被害状況の調査

- (1) 被害状況等の調査は、下表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
- (2) 被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。
- (3) 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等正確を期する。
- (4) 日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
人・住家の被害	村（総務課）	消防団
福祉関係施設被害	村（住民福祉課）	社会福祉協議会
医療、環境衛生施設、 廃棄物処理施設	村（住民福祉課）	保健所
簡易水道施設被害	村（産業建設課）	
農業関係被害	村（産業建設課）	
商工関係被害	村（産業建設課）	北山村商工会
林地・林道等被害	村（産業建設課）	北山村森林組合
公共土木施設被害	村（産業建設課）	新宮建設部
文教関係施設被害	村（教育委員会）	県教育委員会
警察関係施設被害	警察署	村（関係各課）
生活関連施設等被害	指定公共機関等	村（関係各課）

3 報告の種別

(1) 報告系統

村から県（総合防災課）への報告は、被害状況、避難勧告の発令状況について、和歌山県総合防災情報システム等により連絡することになっている。

(2) 被害状況即報

村は、災害が発生したときは村域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（第4号様式）により報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 県事業担当課への報告

村は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第5節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

各種ヘリコプターを有効に活用するため、村は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が、迅速に活動できるよう体制整備に努める。

1 県防災ヘリコプターの派遣要請

(1) 災害時等の運航実施

県防災ヘリコプターの災害時等の運行は、「和歌山県防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、原則として市町村長等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（危機管理監）の指示により出動することになっている。

(2) 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター
TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213

(4) 村の受入体制

緊急運航を要請した場合、村長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資器材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

(5) 受入準備

村はヘリコプター出動の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- ア ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ 離着陸地点には「離着陸地点等の基準」の H記号を石灰等を用いて表示する。

- ウ ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
- オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- カ 離着陸の際には砂じんが発生するので、その防止対策として散水を行う。
また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総合防災課）に報告する。
(※ 緊急ヘリポートは、第1章第5節参照)

(6) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- ア 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- イ 前線通過などのために突風や乱気流のある場合
- ウ 日没後
- エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

2 自衛隊へのヘリコプターの派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、本章第8節「各機関への派遣要請計画」による。

第6節 通信運用計画

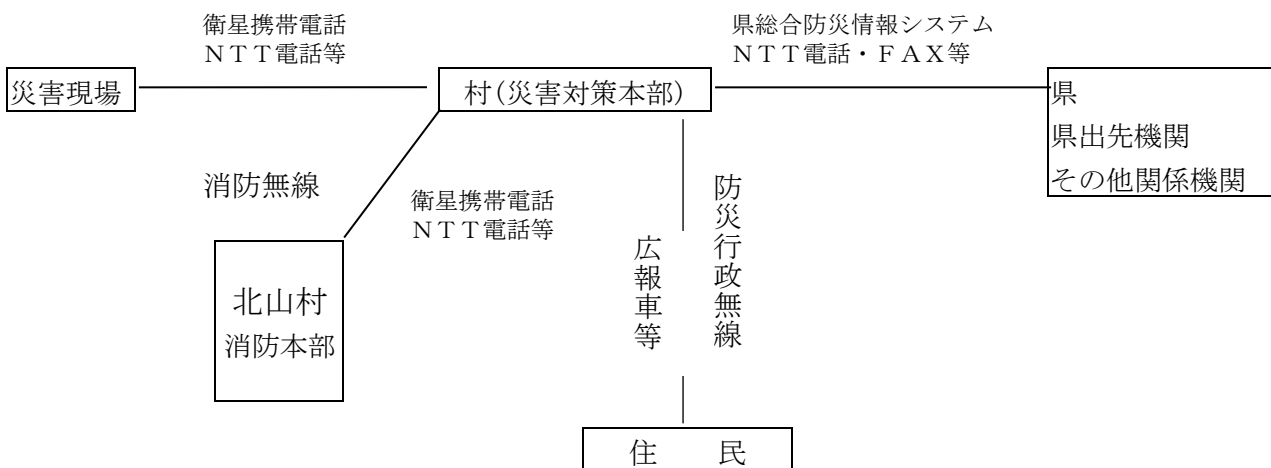
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達迅速確実を図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 通信連絡手段の活用順位

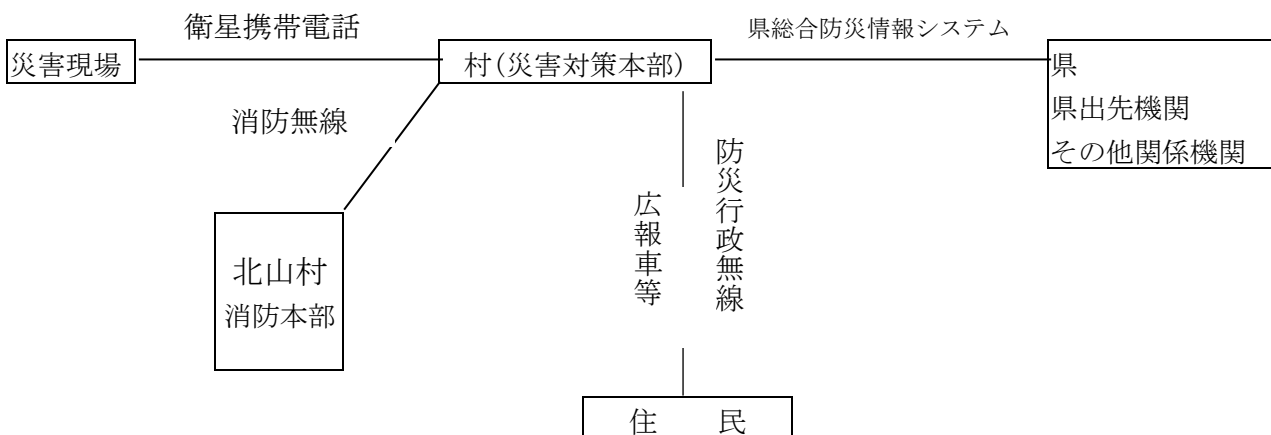
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

連絡系統図

※ 通常の災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できない場合）



(1) 専用通信設備

- ア 県総合防災情報システム
- イ 村防災行政無線
- ウ 衛星携帯電話

(2) 西日本電信電話(株)電話等の優先利用

ア 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に複送した場合においても西日本電信電話(株)が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、指定電話は次のとおりである。

設置場所	所在地	電話番号 (市外局番0735)
北山村役場 (総務課)	北山村大字大沼	49-2331

イ 非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、西日本電信電話(株)に申し込む。

ウ 特設公衆電話の利用

西日本電信電話(株)が災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために、移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を設置し活用する。

エ 災害用伝言ダイヤルの利用

災害が発生した被災地等への安否確認等の通話が増加するため、電話が著しくかかりにくい場合は、災害用伝言ダイヤル(安否確認)を利用する。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容 (被災地エリアの顧客)

再生：171+2+被災者の電話番号

(3) 西日本電信電話(株)電話等が利用できない場合

非常災害等により、優先通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法(昭和25年法律第131号)等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己保有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、和歌山地区非常通信協議会加入の無線局又はアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

2 緊急放送の利用

村長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての伝達、要請及び警報のために緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 村の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

3 通信施設の応急復旧

村は災害により通信施設が被災した場合は、関係機関との協力のもと早期復旧に努める。

[関係機関]

○西日本電信電話株式会社

- (1) 災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が復送した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。
- (2) 通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するものとする。
- (3) 災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱うものとする。
- (4) 通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。
- (5) 孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、本社にその状況を報告するとともに災害対策用無線機による措置を行うものとする。

西日本電信電話(株)孤立防止用無線電話機設置状況

設置場所	NTTセンター
北山村役場	・ 孤立防止用無線電話より発信の場合 NTTが 付ミックテレマ大阪センター ・ 一般加入電話より孤立防止用無線電話へ着信の場合 NTTテレマーケティング 虎ノ門センター

- ・ 孤立防止用無線電話から一般加入電話へかける場合

①市外局番なしの「102」をダイヤルする。

(NTTテレマーケティング虎ノ門センター)

②オペレータがでたら下記のことを告げる。

- ・ 衛星電話からの通話であること。
- ・ 非常扱いの通話又は、緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・ お客様の機関の名称
- ・ 相手の電話番号（消防防災課等）
- ・ お話になる内容

- ・ 一般加入電話から孤立防止用無線電話へかける場合

①市外局番なしの「102」をダイヤルする。

(NTTダイヤミックテレマ大阪センター)

②オペレータがでたら下記のことを告げる。

- ・ 一般電話からの通話であること。
- ・ 非常扱いの通話又は、緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・ お客様の機関の名称
- ・ 孤立防止対策用衛星電話の設置場所の名称（役場名等）
- ・ お話になる内容

※災害時等、規制解除により自動接続可能になれば、相手先番号をダイヤルすれば電話できる。

第7節 広報計画

村は、防災関係機関と連携を図り、住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は原則として村長（災害対策本部長）が承認した内容を庶務班責任者が実施する。

1 広報事項

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 警報及び気象状況
- (3) 避難場所、避難方法及び携行品
- (4) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (5) 医療救護所の開設状況
- (6) 被災者等の安否情報
- (7) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (8) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (9) 救助活動、災害応急対策活動の状況
- (10) その他必要な事項

2 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各班と緊密な連携を図り、資料作成を行う。また必要に応じて「災害写真」、「北山村広報災害特集号」、「災害ビデオテープ」等を作成し、関係機関に配布する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

3 一般住民に対する広報手段

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 自治会等に対する緊急避難情報の伝達（情勢に応じた連絡員の派遣）
- (3) 住民相談窓口の開設
- (4) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (5) 防災行政無線等コミュニティマイク

4 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報を災害対策基本法第53条による災害状況等の報告を終えてから、村の対策をそのつど速やかに総務部長より発表する。報道事項及び広報の内容は次のとおりである。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 被害推定額
- (5) 応急対策の状況
- (6) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (7) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

報道機関一覧

朝日新聞	TEL 073-422-2131 FAX 073-422-2133
毎日新聞	TEL 073-431-1411 FAX 073-433-0650
読売新聞	TEL 073-422-1144 FAX 073-422-1146
産経新聞	TEL 073-422-1783 FAX 073-453-9543
テレビ和歌山	TEL 073-455-3211 FAX 073-453-9543
共同通信	TEL 073-432-1675 FAX 073-433-4310

5 災害時の公聴活動

風水害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

(1) 実施体制

村は、災害の態様により公聴活動が必要と認めたときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

(2) 通信回線の確保

村は、被災地からの情報を迅速に処理するため、公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

(3) 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、村（災害対策本部）に報告する。

第8節 各機関への派遣要請計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が村のみでは困難な場合も予想される。このような場合には、法令及び応援協定等に基づき県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を知事に求め、効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

1 自衛隊への災害派遣要請手続

(1) 派遣手続

ア 要請措置

- (ア) 自衛隊の災害派遣要請は、文書又は口頭で知事に対して派遣要請の要求をする。
- (イ) 口頭で要求したときは、事後において速やかに文書による要求措置をする。
- (ウ) 状況により知事への要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第37普通科連隊に通知する。

派遣要請先

陸上自衛隊第37普通科連隊長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

大阪府和泉市伯太町官有地 自衛隊信太山駐屯地

電話0725-41-0090 内線235 当直302

和歌山県総合防災情報システムによる通信

(防災局番) — (防災内線番号) 衛星回線の場合最初に【7】

第3科 392 — 400

当直司令室 392 — 401

第2科 392 — 402

第3科FAX 392 — 499

イ 要請の要求事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (オ) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

2 派遣要請の範囲

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
- (4) 水防活動
護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 消火活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能ものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他臨機の措置等
主として自衛隊車両の交通がふくそうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 派遣部隊の受入れ措置

- (1) 受入れ総括責任者は村長とする。
- (2) 連絡責任者は総合政策課長とし、県連絡員を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- (3) 総合政策課長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。

- ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- イ 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
- ウ 派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- エ ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。

オ 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係との連絡調整に努める。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
 - (イ) 作業箇所別必要人員及び資機材
 - (ウ) 作業箇所別優先順位
 - (エ) 作業に要する資材の種別別保管場所及び調達場所
 - (オ) 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (4) 警察署長に連絡し、交通の整理、確保を依頼し、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
 - (5) 部隊の集結場所、部隊の宿舎、部隊の活動に要する車両、資材等の保管場所は、事前に想定しておく。
 - (6) ヘリポートの開設
本章第5節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照のこと。

4 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなると認めるときは、その旨現地連絡調整者を通じ知事に報告し、派遣部隊の撤収を求める。

5 費用負担

自衛隊の救護活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議して決定する。

6 知事等に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

7 他の市町村長等に対する応援要請

村長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。

なお、消防に関する応援要請については、本章第27節「火災関係応急対策計画」による。

第9節 医療救護計画

村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会等、公的医療機関及び国立病院等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

1 医療救護活動

村は、地区医師会長又は医療機関に医療救護班の派遣を要請する。また、村の対応能力のみでは十分でないとき、県に医療救護班の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、村の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

ア 負傷者が多数発生した災害現場

イ 避難所

ウ 負傷者が殺到する病院

(2) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）

イ 傷病者に対する応急措置

ウ 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

エ 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療

オ 助産活動

カ 死亡の確認

キ 遺体検案等への協力（状況に応じて）

2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

災害時の搬送体制は、道路交通状況に制約されるが、道路や交通機関の不通時又は遠隔については、ヘリコプター等により空輸するほか、状況に応じた輸送を行う。

3 後方医療体制

○医療機関

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たるものとする。

村内における医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
国保北山村診療所	大沼	0735-49-2114	

周辺医療機関

病院名	所在地	診療科目	電話番号
新宮医療センター	新宮市	内・小・外・整・形・脳・ 外・心外・泌尿・産婦・耳 ・リハ・麻・眼・皮・放・ 神・内・歯腔	0735- 31-7153
財団法人新宮病院	新宮市	内・消・整・放・呼・循	0735- 31-7153
紀南病院	御浜町	内・神内・小・外・整・ 脳外・産婦・歯腔・耳・ 眼・皮・リハ・放	05979- 2-1333
下北山村診療所	下北山村	内科	07468- 6-0130
神川診療所	熊野市	内・小	0597- 82-0232
育生診療所	熊野市	内	0597- 82-1135
西山診療所	熊野市	内	05979- 8-1014
尾呂志診療所	御浜町	内・小・外・産・婦	05979- 4-1014

4 医薬品等の供給

村は、不足医薬品等の供給・調達については、新宮保健所へ支援を要請するほか、主要販売業者等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資器材等が不足する場合は、和歌山県医師会等に供給依頼して対応する。

(1) 血液製剤の供給

血液製剤の供給を要すると認めたときは、和歌山県赤十字血液センターに供給を要請することになっている。

なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名 称	和歌山県赤十字血液センター
所在地	和歌山市栄谷1533-4
TEL.	073-455-6613
FAX.	073-453-1003

5 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

(1) 被災者の健康状態の把握

村は、避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ 高齢者、障害者、難病患者等災害時要援護者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ 保健師等による巡回相談を行う。

(2) メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアを確保する必要がある。

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

第10節 ボランティア活動支援計画

村は、被災者、被災地のニーズに最大限に応えられるようボランティア活動の積極的な支援を期待し、その実施に努める。

1 受け入れ体制

村は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティア災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社和歌山県支部、青年会議所等ボランティア関係組織と十分連携を密にして村の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

(1) ボランティアの受付

災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受付窓口を開設する。

(2) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救援活動の状況など情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

村は、ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対応の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼していく。

(2) 地域外専門職ボランティアの受け入れについては、県災害ボランティア情報センターと十分な連携を図りながら要請していく。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職・団体OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生・児童委員
医療救護	医療機関、薬局（問屋を含む。）医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等、救命救急師
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士、斜面判定士 民間防災エキスパート、危険物取扱者、消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者、特殊車両等の操縦 運転の資格者

食料、生活必需品等の確保	関係業者
災害時要援護者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士、保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者

第11節 災害時要援護者の福祉的処遇計画

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者、難病患者等の「災害時要援護者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要援護者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

1 情報伝達等の方法

村は、災害による火災通報の伝達、避難勧告、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行うときは、災害時要援護者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障害のあるとき。
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚障害に障害のあるとき。
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障害のあるとき。
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障害のあるとき。
 - ア 地図につき情報による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

2 災害情報等の周知

村は、災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、民生児童委員及び地域住民等の協力を得て災害時要援護者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

3 避難誘導

要援護者を発生した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

- (1) 地域住民等の協力を得て避難所へ移送すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能の場合にあっては、採択福祉ニーズの把握を行うこと。

4 安否確認及び被災状況の調査・報告

- (1) 村は、災害が発生したときは**災害時要援護者**の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- (2) 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。
 - ア 避難所等に避難している者
避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、その他特記事項
 - イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）
氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、避難先の連絡法
 - ウ 被災地域の在宅者
大字区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
 - エ 被災地域の施設入所者及び施設等
 - (ア) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告
 - (イ) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告
- (3) すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

5 被災状況の取りまとめ

村は、**災害時要援護者**の被災情報を県に報告する。また、県は市町村から報告のあった**災害時要援護者**の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

6 被災者に対する応急的処遇

被災した**災害時要援護者**で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- (1) 村は、必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。
- (2) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報の提供及び当該施設への移送支援を県に要請する。
- (3) 村は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。
- (4) 村は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
- (5) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

7 食糧の供給

避難者等での食糧供給に際し、**災害時要援護者**の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、必要に応じて**災害時要援護者**の代替食料の確保、加水加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
- (2) 村は、乳児・幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- (3) 村は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

8 日常生活用品の供給

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、**災害時要援護者**の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、災害救助用物資として日常生活用品を備置及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スポンジ、ほ乳ビン等の確保に努めるが、村限りで不足する場合は県に対して配送を要請する。
- (2) 村は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、**災害時要援護者**に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- (3) 村は、日常生活用具の配置に際し、**災害時要援護者**の利用を十分考慮する。

9 仮設建設住宅

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

[県]

応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付属設備は次の事項に留意することになっている。

- (1) 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- (2) 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等

10 社会福祉施設及び**災害時要援護者**関連施設等に係る対策

- (1) 入所者・利用者の安全確保

村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に設置する。

- (2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

[関係機関]

○社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設の管理者

(1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。

(2) 応援要請等

ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。

イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

第12節 避難対策計画

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、村は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者については十分考慮する。

1 避難の勧告・指示及び避難準備情報

(1) 避難勧告・指示及び避難準備情報の実施

ア 避難勧告・指示

避難の「勧告」及び「指示」は、原則として村長が行う。村長は、村の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、必要に応じて警察署長及び消防団長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、村長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は村長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに村長に通知する。

区分	実施者	根拠法令
勧告	村長	災害対策基本法第60条
指示	村長	災害対策基本法第60条、水防法第29条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員	災害対策基本法第60条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公示する。 水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

イ 避難準備情報

村長は、「避難勧告」より前の段階で、人的被害の発生の可能性があるとは判断されるときは、「避難準備情報（要援護者避難情報）」を発令する。この情報は、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

(2) 避難準備情報及び避難勧告・指示の区分等

避難準備情報及び避難の勧告・指示（以下「避難勧告・指示等」という。）の発令時期や、住民に対し求める行動等は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備情報 (災害時要援護者等に対する避難情報)	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難の勧告、指示の時期

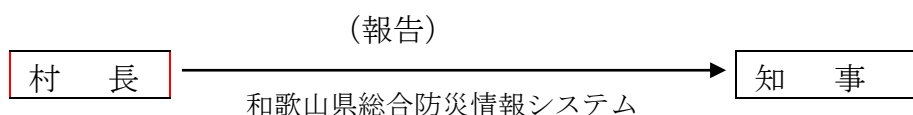
村長及び河川管理者が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりとする。

- ア 和歌山地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報が発せられ、村の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき。
- イ 河川が警戒水位を突破し、洪水が生ずるおそれがあるとき。
- ウ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- エ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- オ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- カ その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。
- キ 土砂災害警戒区域においては、土砂災害についての予警報が発令されたとき。

(4) 避難の勧告・指示等の報告、通知

ア 報告

村長は、避難勧告・指示等を行った場合又は警察官等から避難勧告・指示等を行った旨の報告を受けた場合は、和歌山県総合防災情報システムにより、その内容を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



(5) 避難勧告・指示等の内容

村長が行う避難勧告・指示等及びその他の者が行う避難の指示は次の事項を明示して行う。

ア 避難対象地域

- イ 避難者の人数
- ウ 避難所の場所
- エ 避難経路
- オ 避難の理由
- カ 避難時の注意事項
- キ その他の必要事項

(6) 伝達方法

- (ア) 総務課長は、和歌山地方気象台及び現地の雨量の状況等によって、避難勧告・指示等が必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝達する。
- (イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、必要に応じて伝達員に連絡し、個別伝達により住民に周知する。
- (ウ) 総務課長は、避難勧告・指示等があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

2 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への撤去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により村長等が行う。

区分		実施者	備考	
災害対策基本法	第63条第1項	村長	災害時の一般的な警戒区域設定権	
	第63条第2項	警察官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）	住民等の生命・身体の保護を目的とする。	
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）		
	第73条第1項	知事（災害の発生により村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）		
水防法	第21条第1項	消防団長、水防団員、消防機関に属する者		水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。	
消防法	第28条第1項、第36条	消防吏員又は消防団員		火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権
	第28条第2項、第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープを設置し行う。また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの撤去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合には、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、村長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受け入れ、必要なサービスを提供する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難誘導の方法

ア 避難誘導は村職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難の誘導に当たっては、高齢者、乳幼児、小児、障害者、難病患者、傷病者等災害時要援護者を優先させる。

イ 村長及びその他の避難の勧告、指示の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、災害時要援護者に配慮する。

(2) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を設定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(3) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、村は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送が必要とし、村において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は県に要請する。

(4) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

4 避難所の開設

(1) 指定

避難可能な公共施設は、別表のとおりである。

(2) 設置

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

イ 開設の方法

(ア) 避難場所として、公民館、集会施設、寺社等既存建物を応急的に使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、野外にテント等を仮設し、開設する。

(イ) 村長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。

(ウ) 村長は、避難所を開設したときはただちに下記事項を知事に報告する。

- a 避難所開設の日時及び場所
- b 箇所数及び収容人員
- c 開設期間の見込み

ウ 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内とする（災害救助法適用の場合）。ただし、災害発生状況、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、村長は、県と協議のうえ設置期間を決める。

(3) 運営

ア 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと自主防災組織が適切に行う。

自主防災組織からの情報を受け村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

ボランティア団体等は、避難所の運営に関して自主防災組織に協力するとともに、役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努めるものとする。

イ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第15節「食料、生活必需品の供給計画」、第16節「給水計画」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ござ等を調達し配置する。

ウ 情報提供

村は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

エ 応急住宅の提供

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

(4) 職員等の役割

避難所に配置された職員は、自治会・自主防災組織等の協力を得て次の事項を実

施する。

- (ア) 被災者の収容
- (イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (ウ) 被災者に対する生活必需品の供給
- (エ) 負傷者に対する医療救護

(5) 避難所の所有者又は管理者

村が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

(6) その他

日時が経過し、災害が落ち着くとともに避難所の収容人員が次第に減少するときは、村長は避難所を逐次整理減少し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

5 広域的避難収容

村の避難所に被災者を収容できないとき、村長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送に当たる引率者を添乗させる。

6 学校、保育所、医療機関等における避難対策

学校、保育所、医療機関等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難要領の要領
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引き渡し方法

7 避難状況の報告

村（災害対策本部）は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（災害対策本部）に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

8 避難地区の警戒警備

村長は、関係機関と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

9 撤収期の避難所

電気・ガス・上下水道などのライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始される時期になると避難所は撤収に向けた準備に入る。この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向う。一方で、避難所には自立が困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもあり、運営組織である自主防災組織のリーダーは地域の世話役として最後まで適切な対処が必要である。

別表

避難可能な施設

[避難地]

番号	避難地名	所在地
1	七色ちびっこ広場	北山村大字七色
2	竹原ちびっこ広場	北山村大字竹原
3	北山村村民会館駐車場	北山村大字大沼
4	下尾井グラウンド～道の駅	北山村大字下尾井
5	下尾井ちびっこ広場	北山村大字下尾井

[避難所]

番号	施設名	所在地	収容可能人数 (展開期)	電話番号 市外局番(0735)
1	七色区民会館	北山村大字七色	25人	
2	竹原区民会館	北山村大字竹原	25人	
3	北山村村民会館	北山村大字大沼	50人	49-2115
4	下尾井区民会館	北山村大字下尾井	30人	
5	大沼区民会館	北山村大字大沼	30人	
6	おくとろ温泉	北山村大字下尾井	50人	49-2575
7	小松区民会館	北山村大字小松	15人	

[福祉避難所]

番号	施設名	所在地	収容可能人数	電話番号 市外局番(0735)
1	高齢者生活福祉センター	北山村大字大沼	20人	49-2090
2	北山村村民会館	北山村大字大沼	若干名	49-2115
3	古座あさかぜ園	串本町上田原1237	若干名	74-0211

【参考】避難者一人当たりの必要面積

時期	最低面積	説明
災害直後	1㎡/人	座った状態での一人当たりの最低必要面積
1晩目以降	2㎡/人	一人当たりの就寝可能な面積
展開期以降	3㎡/人	避難生活が安定し、荷物置き場を含めた面積

注：避難者収容スペースに余裕がある場合は、上の限りではない。ただし、自立を促すために居住スペースの定期移動が理想であり、余りに荷物置き場を広く与えると、持ち込む荷物が増えすぎて定期移動の理解が得られにくくなる。